

第 1 章

計画策定にあたって

1

計画策定の趣旨

2

計画の位置づけ

3

計画期間

1 計画策定の趣旨

区では平成23(2011)年に、大田区で初めてとなる文化にかかわる行政計画「大田区地域文化振興プラン」を策定しました。この第1次計画では地域に根ざした文化活動や区内にある文化資源を総称して地域文化と位置づけ、地域の連帯感やにぎわいをもたらす、地域活性化の原動力となり地域力を高める要素ととらえました。区民や文化団体、企業を含めた事業者、公益財団法人大田区文化振興協会(以下、「文化振興協会」という。)、区などの連携とそれぞれの役割を明確にし、地域文化振興の指針を示しました。また、平成22(2010)年秋の羽田空港の国際化を受け、多文化共生を基本目標の柱の一つに掲げました。

第2次計画では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定や訪日外国人旅行者の増加を踏まえ、視点を地域文化の枠にとどめず視野を広げ、「国際都市おおた」*にふさわしい文化施策を展開していくため、計画名称を「大田区文化振興プラン」に改称しました。ものづくり、観光、まちづくりなどの分野の事業に文化的視点や手法を取り入れることで、にぎわいのあるまちの実現をめざしました。

第3次計画では、これまでの方向性を引き継ぎつつ、「誰もが」文化に触れることができる環境整備や個人の「自分らしさ」、「生きがい」といった表現を加え、文化の持つ社会的な効用を生かしたまちづくりへの展開を進めました。

第4次となる本計画では、文化芸術を人と人の心のつながりを生み、多様性を受け入れ、互いに理解し、尊重し合う心豊かな活力ある社会をつくるものととらえます。これまで取り組んできた施策に継続して取り組むとともに、さまざまな分野における社会課題解決へのアプローチに区の文化資源を活用していく総合政策*としての視点を取り入れ、計画の名称を「大田区文化芸術推進プラン」に変更します。

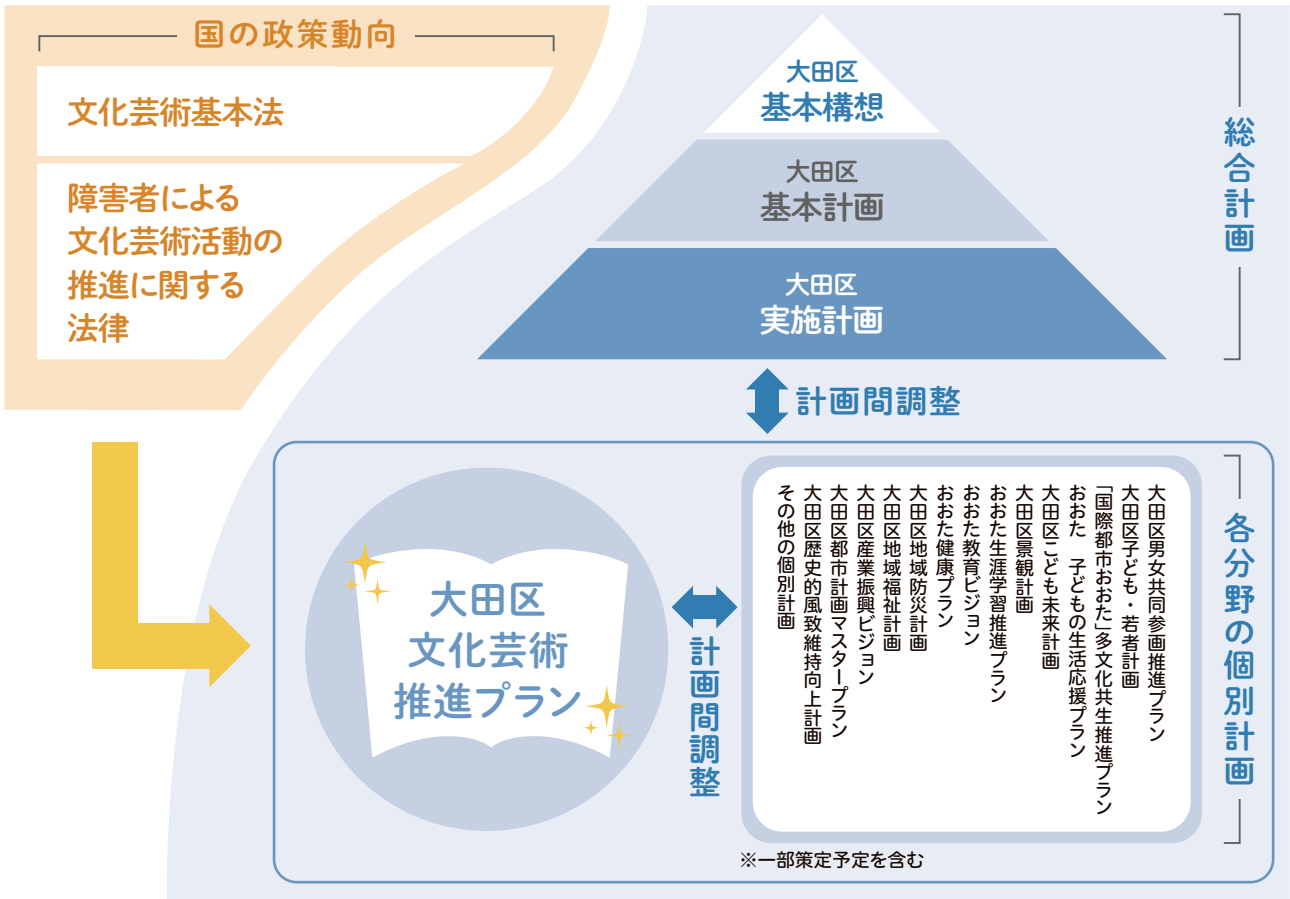
これまでの歩み

	名称	期間
第1次	大田区地域文化振興プラン	平成23(2011)年～平成26(2014)年度
第2次	大田区文化振興プラン	平成27(2015)年度～平成30(2018)年度
第3次	大田区文化振興プラン	令和元(2019)年度～令和7(2025)年度
第4次	大田区文化芸術推進プラン	令和8(2026)年度～令和15(2033)年度

2 計画の位置づけ

本計画は、文化芸術を創造し、享受することは誰もが持つ生まれながらの権利であるという「文化権」の視点のもと、大田区における文化芸術の推進及び文化芸術を通じたまちづくりについて基本的な考え方と施策の方針を示すものです。

策定にあたっては、国の「文化芸術基本法」及び「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に規定された文化芸術の推進に関する計画として、国や東京都の関連政策はもとより、区の中長期的なまちづくりの羅針盤である総合計画、各分野の個別計画との計画間調整を図ります。



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8(2026)年度から令和15(2033)年度までの8年間とします。計画期間の4年目である令和11(2029)年度に中間見直しを行う予定です。

年度	6年度 2024	7年度 2025	8年度 2026	9年度 2027	10年度 2028	11年度 2029	12年度 2030	13年度 2031	14年度 2032	15年度 2033	16年度 2034	17年度 2035	18年度 2036	19年度 2037	20年度 2038	21年度 2039	22年度 2040
基本構想	目標年次：令和22年ごろ(2040年ごろ)																
基本計画	第1期 8年間								第2期 8年間								
本計画	8年間																

